

岐阜県公報

目次

告示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
道路の供用開始

(森林整備課) 六一五
(道路維持課) 六一六

公示

公共測量の実施
土地改良区役員の退任

(用地課) 六一六
(西濃農林事務所) 六一六

正誤

目次中訂正

(技術検査課) 六一七

告示

岐阜県告示第四百九十七号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十八年九月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

平成二十八年十月三十日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十八年九月二十三日

を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
美濃濃線	関市東福野町二二〇番地先から同市緑町二丁目二二六番地先まで		六〇	平成二六・九・三	平成二六・七・二

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関
岐阜県

二 作業種類
公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間
平成二十八年九月十六日から
平成二十九年二月二十八日まで

四 作業地域
岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 地 名	南 濃 北 部	平 成 六 ・ 七 三	理 事	佐 藤 清 治	海 津 市 南 濃 町 津 屋	二 五 七 七 番 地	所
退 任 日							
役 名							
氏 名							
住 居							

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年九月六日第二千七百七十九号 目次五五七頁上段後から三行目中「建設政策課」は、「技術検査課」の誤り。

平成二十八年九月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社